

消費者トラブル急増

悪質商法を見極めて

契約書のサインは慎重に

悪質商法の傾向

不況感のただよう昨今、「もうけ話」をちらつかせたマルチ商法や催眠商法など、巧妙な悪質商法の被害が後を絶ちません。

家庭訪問販売、電話勧誘販売、マルチ・マルチマがい取引、キャッチセールスが多くの占める中、最近はいんターネットを利用した新たなタイプの悪質商法も急増しています。また、内職講習会と称して多額の受講料を取ったりす



るインチキ内職、代金引換え郵便を利用した送りつけ商法、かけた覚えのない「ツーショットダイヤル」の請求などの被害も増えています。悪質商法と一口に言っても、その販売形態や手口は無数にあります。売りつける商品やサービスは、健康食品や化粧品、エステティックサービス、資格講座や教材など多種多様です。もうけ話や美容成績の向上、信仰につけこんだもの、健康の話題といった、消費者の興味や関心をひきそなう商品やサービスを売り物にしていくのが特徴です。

悪質商法の販売員は、家庭の訪問や電話勧誘などで、販売目的を隠して消費者に近づき、巧みな話し方で消費者を惑わせたり、あたかも無料であるかのような説明や広告で契約させたりするなど、とても巧妙な手口で消費者のフトコロをねらっています。

悪質商法にははつきり断る

手を変え、品を変え、消費者の心のスキをねらう無数の悪質商法から身を守るためには、あやしいものには近づかないことです。また、利用や注文した覚えのない請求に対しては、支払わないことが大切です。

被害にあわないために、日ごろから、次のようなことを心がけておきましょう。

悪質商法を避ける6つの心得

- ① うっかり誘いに応じない
- ② うまい話にのらない
- ③ うかつに署名・捺印しない
- ④ あやしいと思ったら、はっきり断る
- ⑤ 「結構です」という言い方は、「契約していいんです」とと曲解される場合がありますので、「いいません」とはっきり断ることが大切です。
- ⑥ しつこく請求されても納得



できないお金は払わない
⑥ 疑わしいと思ったらときは、一人で判断しない

契約してしまったら... クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度は、つい購入の契約をしてしまった消費者が、「頭を冷やして考え直す」ために設けられた制度です。クーリング・オフの期間内であれば、消費者は販売業者に対して、書面により、無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができます。クーリング・オフを行うと、その契約は取り消され、

違約金などを業者に支払う必要はありません。また、すでに受け取った商品は業者に返し、支払った代金があれば、その金額を返してもらえます。この制度の期間は、一般的には、契約書及び注文書交付の当日から計算して8日目までが多く、利殖関連の複雑な取引では14日などとなっています。契約内容のわかる書類を渡されたら、内容をよく確認し、よく考えて必要ないと思ったら、なるべく早くクーリング・オフの手続きをとるようしてください。



詳しくは、**新潟県消費生活センター** (☎285-4196)
または **新潟県警察本部悪質商法110番** (☎283-9110) までご相談ください。

国民健康保険

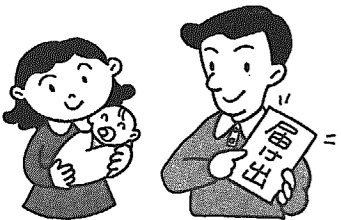
加入するとき
やめるとき
届け出は14日以内に

国保に加入するとき

- ① 市町村から転入したとき
- ② 職場の健康保険などをやめたとき
- ③ 子どもが生まれたとき
- ④ 生活保護を受けなくなったとき

国保をやめるとき

- ① 他の市町村へ転出したとき
- ② 職場の健康保険などへ入ったとき



加入の届け出が遅れると

● 国保に入る資格ができたときから保険税料の納付義務が発生するため、その間の保険税(料)をさかのぼって納めなければなりません。

● 届け出をしなかった期間に受けた医療の費用は全額自己負担となります。

やめる届け出が遅れると

● 届け出が遅れた期間の医療費は全額返還しなければなりません。

● 他の保険と合わせて保険税(料)を二重に支払ってしまうことになりかねません。

▼ 問い合わせ
町民生活課国民健康保険係

健康な人なら

誰でもできるボランティア 献血にご協力ください

私たちが生きていくためになくてはならない血液を、人工的に造りだすことはできません。また、血液は生きた細胞からできているため、長期間にわたり保存することもできません。

輸血などに必要な血液や血友病治療に不可欠な血液凝固因子製剤は、すべて献血でまかなわれています。しかし、やけどや大量出血でのショック時などに使われるアルブミン製剤は、多くを海外からの輸入に頼っています。常に安定して血液を確保し、すべての血液製剤を献血で確保するため、献血への協力が求められています。

献血にご協力いただけるのは
体重(男性45kg以上、女性40kg

老人保健制度加入のみなさんへ 薬剤一部負担金のお知らせ

老人保健制度加入のみなさんが薬剤の支給を受けた場合に医療機関(院外処方せん)が発行されたときは、保険薬局)に支払うこととされている薬剤一部負担金は、7月1日から国が代わって支払い、老人保健に加入し

ている方が支払う必要はなくなりましした。(平成11年度の臨時特例措置)
ただし、外来の診療に関する一部負担金(1日につき530円)は、従来どおり医療機関へ支払うことが必要です。

戦没者のご遺族のみなさんへ 第七回特別弔意金が支給されます

▼ 対象者 戦没者死亡当時の三親等内親族で次の要件をすべて満たす方
(1) 第六回特別弔意金国庫債券の受給権を取得されていること
詳しくは、町民生活課国民健康保険係(☎385-2111)へお問い合わせください。

(2) 平成11年4月1日現在、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する遺族がないこと
▼ 支給内容 額面24万円、6年償還の記名国債
▼ 請求期間 平成11年4月1日～平成14年3月31日
▼ 問い合わせ・請求窓口 町民生活課社会福祉係

以上)や年齢(16～69歳)などの条件を満たした健康な人。献血は、健康な人なら誰でもできるボランティアです。献血にご協力をお願いいたします。

詳しくは、各献血ルーム、または保健センターへお問い合わせください。

■ 常設の献血ルーム
あらかじめ予約された方が便利です。

○ 東堀献血ルーム
東堀パーク600 2階

■ 町内の献血会場
▼ 期日 8月6日(金)
▼ 会場・時間
○ カリーコ(株)
午前9時30分～10時30分
○ サクラパックス(株)
午前11時～12時40分
○ 塚田牛乳(株)
午後2時～3時30分

(新潟市東堀通7)
受付は毎月第2・4火曜日を
除く毎日
☎225-3301
○ 献血ルーム「ばんだい」
万代シネモビル 2階
(新潟市万代1)
受付は毎週水曜日を除く毎日
☎240-5500